資料1-1

政策評価の点検活動の状況について

現在、総務省において平成18年に各府省が実施した政策評価の点検を行っているところ(3月下旬を目途に、その結果を関係府省に通知・公表予定)。

- ① 評価のやり方点検(審査) 達成水準の明示など評価として備えるべき水準の点検
- ② 評価の内容点検(認定関連活動)

各府省の政策評価について、疑問を抱いた場合、事実関係の把握・整理を通じて 疑問を解消し、その結果明らかになった問題の改善を図るもの(評価のやり直しの必 要性の「認定」など)

本年の評価のやり方点検の状況

• 規制の事前評価について新たに審査

「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」(平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承)に沿って各府省における取組の現状を整理し、今後の課題を提起

- ・現状及び問題点が説明されているか?
- ・ベースライン(比較対象)を設定して分析を行っているか? 等
- 規制を含め、評価の実効性の向上に向けた課題を取りまとめ

本年の評価の内容点検の状況

- •疑問を生じた<u>65事例(14府省)</u>について事実関係を整理し、評価結果が妥当なものか確認
- •事実関係の整理がつき、改善すべき点が見られたものについて各府 省において改善措置がとられる予定
- •一部の事例については、引き続き事実関係を整理中

(参考)認定関連活動の標準的な手順

① 総務省は、各府省の評価書、情報収集結果に基づき、各府省の評価について疑問を生じた場合、各府省への書面による照会等により事実関係の把握・整理を行う



- ② 事実関係の整理がつき、解明すべき事柄が残らなかった場合(各府省により改善することが表明された場合など)は、その結果を政策評価分科会に報告し、年1回(年度末を予定)まとめて公表
- ⇒評価をやり直す必要性等の「認定」に至らないで終了
 - ③ 事実関係の整理がつかず、なお解明すべき事柄が残る場合は、政策評価分科会において調査審議
 - ⇒評価をやり直す必要性等の「認定」の要否を検討

「政策評価の点検結果」(構成案)

第1章 序論(客観性担保評価活動の意義・目的、取組状況等を概観。)

第2章 審査の総括報告

- I 府省横断的な政策評価の状況と今後の課題
 - (評価方式の特性、評価の枠組み、評価の実施状況等を整理するとともに、今後の課題を指摘。)
 - 1 一般政策の政策評価
 - 1-1 実績評価方式による評価
 - 1-2 事業評価方式による評価
 - 1-3 総合評価方式による評価
 - 1-4 評価方式横断的にみた状況
 - 2 事前評価が義務付けられた4分野の政策評価
 - 2-1 研究開発を対象とする評価
 - 2-2 個々の公共事業についての評価
 - 2-3 個々の政府開発援助についての評価
 - 2-4 規制についての評価

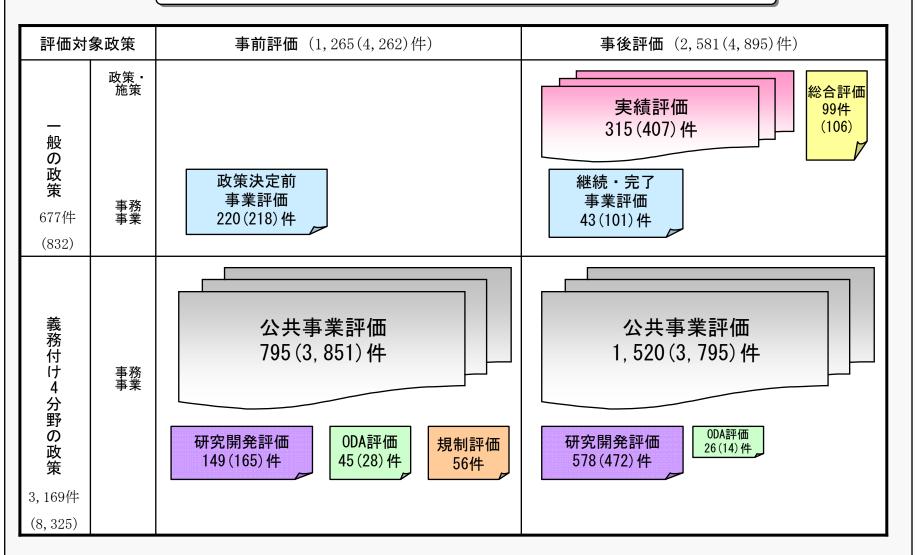
平成19年10月1日 より義務付け

- Ⅱ 各府省の政策評価の状況と今後の課題
 - (評価の枠組みや評価の実施状況を整理するとともに、今後の課題を各府省個別に指摘。)
 - 1 内閣府 ~ 17 防衛省

第3章 認定関連活動の報告(取組結果を整理。)

(参考資料2)

各府省が行なった政策評価の件数(合計 3,846(9,157)件)



- (注1) 平成19年1月1日から12月31日までの間に各府省が総務省に送付した評価書の件数を計数したもの(括弧内は平成18年の値)
- (注2) 政策決定前事業評価は、事前評価が義務付けられている研究開発、公共事業、ODA及び規制に係るものを除外して計数した